

## 舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に係る パブリック・コメントの実施について

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に係るパブリックコメントを下記のとおり実施します。

### 記

- ◆経過
  - ・一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を定める計画です。
  - ・同計画については、平成28年に改定したところでありますが、平成27年に国連総会において『持続可能な開発目標(SDGs)』が採択されて以降、我が国でも「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)の公布や、「プラスチック資源循環戦略」の策定などが行われるなど、近年、国際的な取り組みや国内での取り組みは加速化し、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。
  - ・こうした中、今回の見直しは、初めて舞鶴市廃棄物減量等推進審議会での審議を経て策定するもので、審議会の答申に基づき、基本理念、基本方針を含め全面的な見直しを行い計画(案)をとりまとめましたので、本市パブリック・コメント手続制度に基づき、下記のとおり皆様からの意見を募集いたします。
- ◆計画(案)及び概要 別添のとおり
- ◆募集期間 令和3年2月22日(月)～令和3年3月23日(火)
- ◆計画の公表場所 生活環境課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧可。市ホームページにも掲載
- ◆意見提出方法 様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し、「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に関する意見」と明記し、郵送、持参、ファックス、市ホームページ問い合わせフォームのいずれかの方法で生活環境課に提出して下さい。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。
- ◆提出意見の取り扱い 提出された意見などを考慮して、最終案を作成します。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し、公表します。(氏名などは公表しません)
- ◆担当窓口 舞鶴市 市民文化環境部 環境対策室 生活環境課  
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地  
TEL: 0773-66-1005 FAX: 0773-62-9891  
メール: [kankyou@city.maizuru.lg.jp](mailto:kankyou@city.maizuru.lg.jp)

### 【お問い合わせ先】

生活環境課(担当:大谷、川北)  
☎0773-66-1005、FAX0773-62-9891  
E-Mail: [kankyou@city.maizuru.lg.jp](mailto:kankyou@city.maizuru.lg.jp)